

令和2年12月熊取町議会定例会 請願文書表

請願第1号	令和4年度からの熊取町学童保育所運営に現指定管理事業者の「NPO熊取こどもとおとなのネットワーク」との随意契約による事業継続を望む請願書
受理番号	2熊議第190号
受理年月日	令和2年11月17日
請願の要旨	継続性が重要とされる学童保育事業の性質や設置目的等に照らし合わせ、運営事業者の選定は指定管理者制度の期限制・公募制によるものではなく、随意選定による事業継続を採用し、令和4年度からの熊取町学童保育所運営に現指定管理事業者の「NPO熊取こどもとおとなのネットワーク」との随意契約による事業継続を望む請願
請願者の住所 及び氏名	熊取町若葉1-16-7 熊取学童保育連絡協議会々長 H27年度 熊取町小中学校PTA連絡協議会々長 松本 隆幸 ほか4097名
紹介議員氏名	重光 俊則      文野 慎治      坂上 昌史 大林 隆昭      坂上 巳生男      江川 慶子 鱧谷 陽子      浦川 佳浩
付託委員会	事業厚生常任委員会

令和4年度からの熊取町学童保育所運営に現指定管理事業者の

「NPO 熊取こどもとおとなのネットワーク」との

随意契約による事業継続を望む請願書

紹介議員

重光 俊則 

文野 慎治 

坂上 昌史 

大林 隆昭 

坂上 巳生男 

江川 慶子 

鱧谷 陽子 

浦川 佳浩 

2020年 11月 17日

熊取町議会議長 矢野 正憲 様

請願者（代表者）

住所：熊取町 若葉 1-16-7

熊取学童保育連絡協議会々長

H27年度 熊取町小中学校 PTA 連絡協議会々長

まつもと たかゆき

氏名：松本 隆幸



ほか 4097 名



熊取町学童保育事業において現指定管理事業者（以下、NPO）との  
随意契約による事業継続を望む請願書

【請願の趣旨】

継続性が重要とされる学童保育事業の性質や設置目的等に照らし合わせ、運営事業者の選定は指定管理者制度の期限制・公募制によるものではなく、随意選定による事業継続を採用して下さい。

【請願の理由】

- ① 学童保育事業は、利用する各家庭の子どもや保護者の生活実態を理解しながら子育て支援・子どもの生活と発達保障を果たしていくことを担っており、支援員・子ども・保護者の信頼関係が最も重要です。その信頼は、長年の積み重ねによって構築されてきたものにほかなりません。

期限制・公募制によって運営事業者が変更された場合、子ども及び保護者が不安・不満を募らせ、親子に及ぼす心理面の影響や負担が懸念され、熊取町学童保育所運営および保育に支障が生じる恐れがあります。

- ② 現指定管理者であるNPOは、40年前から保護者と支援員で熊取町における学童保育をつくりあげ、NPO法人となってからは「くまとり元気広場」に協力し、町の委託を受けて「ファミリーサポート・センター」を運営するなど、まさに熊取町とともに協働で子育て支援の一翼を担い、町内の育児力を高めることに心血を注がれてきた団体です。

また「くまとり地域教育協議会連絡会」・「子ども相談ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）」・「子ども子育て会議」にも参画し、町内各地域の特性を把握し、町内外の子育て関係機関とも密に連携されています。今日、子どもの虐待・貧困が増加するなかで学童保育においては、熊取町・学校・子ども家庭センター・教育・福祉・医療との連携はいっそう不可欠であり、これまでの実績からその対応には行政からも十分信頼がおけるものと考えます。

- ③ これまで熊取町の学童保育は、開設当初から1～6年生までの保育を行い、また支援員の配置は「専任・常勤・複数」体制を確保してこられました。この先駆的な実績から、NPOは2010年には大阪府の推薦で内閣府の「子育て支援功労表彰」、2017年には大阪商工信金社会貢献賞「地域貢献の部」を受賞されています。また学童保育所の運営には、子どもの発達について専門的知識等が求められますが、NPOには長年勤務した経験豊かな専門性の高い支援員が多く在籍しています。

- ④ NPOの運営は、利用保護者と支援員の共同で行われてきました。今も現役保護者をはじめ支援員や保護者OBで組織された理事会によって運営され、現役保護者の意見が反映される体制づくりがなされています。わが町のよりよい学童保育の維持・発展には、行政と運営事業者、保護者と子どもと支援員との信頼関係が不可欠です。

利益追求が至上命題である企業運営との公募・競争によって生じる効率化やコストカットからは、保護者が望むより良い学童保育の質や支援員体制、必要かつ優秀な支援員人材確保は実現出来ません。

- ⑤ 熊取町は第1期に続いて第2期「子ども・子育て支援計画」においても、NPO法人等子育て関係団体との『協働』による子育て支援の充実を柱として、熊取町らしい協働体制を一層強化するための取り組みを進めると明記しています。

町が実施主体となった学童保育においても熊取町らしい「協働」という視点を踏まえ、これまでNPOが培ってきた学童保育の実績とノウハウや先駆性を生かし、NPOと行政が相互に理解し、信頼関係のなか議論を重ねながら事業の目的を共有し、対等な立場で協働することにより住民サービス向上と高い事業効果、効率的な学童保育所運営が期待できると考えます。

- ⑥ すでに随意契約による学童保育所運営がなされている『さいたま市』における随意契約締結理由は下記のとおりです。

「市の放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。

また、契約の相手方事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質および目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続的かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。」

また久喜市においても、

「放課後児童クラブは、留守家庭の児童を単に預かるだけでなく、家庭的な雰囲気の中で児童の成長を育む側面を持ち備えた施設である。このため、施設運営に当たっては、支援員・児童・保護者の三者の信頼関係が最も重要視される。公募方式で事業者が代わった場合、支援員が代わることにより、児童及び保護者が不安を募らせ、利用者に与える心理面での影響や負担が懸念される。またこれらの要因により、児童の保育も含め運営に支障が生じてしまう恐れもある。以上のことを考慮しながら総合的に判断して、公募方式ではなく随意指定とした。」とあります。

以上の理由から熊取町において、NPOのこれまでの指定管理者としての事業報告書等含め、今後は第三者評価（参考：[www.murc.jp](http://www.murc.jp) 令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 MUFG 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 「放課後児童クラブにおける第三者評価の実施に関する調査研究〈報告書〉」）等を取り入れながら、行政にも健全な運営監視を行っていただくことを前提に、令和4年度からの熊取町学童保育所運営事業者として、「NPO熊取こどもとおとなのネットワーク」との随意契約による事業継続を要望します。

2020年 11月 17日

熊取町議会議長 矢野 正憲 様

請願者（代表者）

住所：熊取町 若葉 1-16-7

熊取学童保育連絡協議会々長

H27年度 熊取町小中学校 PTA 連絡協議会々長

氏名：松本 隆幸

ほか 4097 名